

2020年度第3回公立大学法人下関市立大学理事会議事録

公立大学法人下関市立大学理事会規程第4条第2項に基づき、持ち回り審議のうえ書面決議を行った。

審議期間 2020年5月27日（水）～2020年5月29日（金）

議決方法 書面決議

出席者 山村理事長、川波副理事長、韓理事、砂原理事、飯塚理事、
花浴理事、大田理事、山元監事、藤井監事

1. 議決事項

議案第1号 下関市立大学学則及び関係規程の一部改正について

当該学則及び関係規程の改正について、時間をかけて慎重に審議すべきとの意見があったが、議論は以前からしており、教務委員会及び教育研究審議会の審議を経ているとし、書面にて賛否を求めた結果、賛成多数により原案のとおり可決した。

議案第2号 下関市立大学大学院学則の一部改正について

大学院組織の再編を含め研究科委員会や教育研究審議会で時間をかけて審議すべきとの意見があったが、組織再編は既に理事会で可決されており当該学則の改正は教育研究審議会での審議を経ているとし、書面にて賛否を求めた結果、賛成多数により原案のとおり可決した。

議案第3号 大学院運営会議の設置に伴う大学院各種委員会の廃止について

大学院運営業務に支障をきたすとの意見があったが、現行委員会の運営状況を鑑み、大学院運営会議に統括するとし、書面にて賛否を求めた結果、賛成多数により原案のとおり可決した。

議案第4号 下関市立大学教学推進会議規程の一部改正について

現行の体制で円滑に機能しており改正は必要ないとの意見があったが、現行の体制を否定するものではなく、新たに内部質保証を所掌事項に加え機動性を重視した委員構成へ縮小したとし、書面にて賛否を求めた結果、賛成多数により原案のとおり可決した。

議案第5号 下関市立大学国際交流センター規程の制定及び関係規程の一部改正について

現行の体制で円滑に機能しており改正は必要ないとの意見があったが、当該規程の制定及び改正は、外国の研究機関との交流を含め国際交流センターの運営をより強固

なものにする組織改編に伴うものであり必要とし、書面にて賛否を求めた結果、賛成多数により原案のとおり可決した。

議案第6号 下関市立大学教員採用選考規程の制定について

当該規程の制定について、公立大学法人下関市立大学定款第17条第4項との整合性を鑑みると、学長の権限が充分でないとの意見があり、学長のリーダーシップを確立するうえで修正が妥当との判断に至った。持ち回り審議期間に修正案を提示し、書面にて賛否を求めた結果、賛成多数により修正案のとおり可決した。

議案第7号 公立大学法人下関市立大学教員採用人事方針について

学内で全く議論がされていないとの意見があったが、職員の人事に関する事項は理事会の議決事項との説明があり、当該方針について書面にて賛否を求めた結果、賛成多数により原案のとおり可決した。